

大阪府市港湾局の共同設置に関する協議について

大阪府市港湾局を大阪府と共同して設置するため、次の規約案により協議する。

大阪府市港湾局共同設置規約案

(設置)

第1条 大阪府及び大阪市（以下「府市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して、同法第158条第1項に規定する内部組織を設置する。

(名称)

第2条 前条の内部組織は、大阪府市港湾局（以下「港湾局」という。）という。

(執務場所)

第3条 港湾局の執務場所は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号とする。

(所掌事務)

第4条 港湾局の所掌事務は、港湾及び海岸に関する事項とする。

(職員の選任方法)

第5条 港湾局の職員は、大阪府知事（以下「知事」という。）及び大阪市長（以下「市長」という。）の協議により定めた府市の職員について、市長がこれを選任する。

2 市長は、港湾局の職員に欠員が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するとともに、前項の規定により後任者を選任する。

3 港湾局の職員の定数は、知事及び市長の協議により決定する。

4 市長は、第1項の規定により港湾局の職員を選任したときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

(職員の給与の取扱い)

第6条 港湾局の職員の給与は、前条第1項の規定による選任時に当該職員が属する地方公共団体の条例の規定に基づき支給される額を、大阪市が支給する。

(負担金)

第7条 港湾局に関する経費（次条に規定する経費を除く。）は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める。

- 2 大阪府は、前項の規定による負担金を大阪市に交付しなければならない。
- 3 前項に規定する負担金の交付の時期については、知事及び市長が協議して定める。

(特定の事務に要する経費)

第8条 大阪府が専ら大阪府の管理する港湾若しくは海岸のために、又は大阪市が専ら大阪港のために、特定の事務を管理させ、又は執行させる場合においては、府市は、これに要する経費を、大阪府の予算又は大阪市の予算に計上して支出しなければならない。

(予 算)

第9条 第7条第1項に規定する経費に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上する。

(決算報告)

第10条 市長は、第7条第1項に規定する経費に関する決算を大阪市会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第11条 港湾局の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、府市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第12条 府市は、港湾局の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、相互に調整するように努めなければならない。

(職員の懲戒処分)

第13条 市長は、港湾局の職員の懲戒処分をするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。

(補 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、港湾局の所掌事務に関し必要な事項は、知事

及び市長が協議して定める。

附 則

この規約は、大阪府組織条例の一部を改正する条例（平成 年大阪府条例第 号）の施行の日又は大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成 年大阪市条例第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

港湾及び海岸に関する事項を所掌する内部組織を大阪府と共同して設置するため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 省 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。